

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。
調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査 漁業・漁村の6次産業化総合調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票

漁家民宿用

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。記入いただいた調査票の内容は秘密扱いとし、課税など統計作成以外の目的に使うことはありません。ありのままをご記入いただくようお願いいたします。

(1) 調査の対象

「漁家民宿」の事業に取り組んでいる漁業者の方を調査の対象としています。「漁家民宿」とは、旅館業法に基づき旅館業の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類や地域の食材を調理し、料理を提供して代金を得る事業をいいます。

(2) 調査の対象となる期間

令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の1年間を対象としています。
(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

(3) 記入上の注意

- 同封の「記入の仕方」をご覧ください、記入をお願いいたします。
- 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 複数の漁家民宿を運営している場合は、複数の漁家民宿分を合算して記入してください。



パソコンからインターネットでの回答が可能です。

詳しくは同封のチラシをご覧ください、回答してください。

なお、インターネットにてご回答いただいた場合は調査票の返送は不要です。

調査票の記入に当たって不明な点等ございましたらこちらまでご連絡ください。

1. 漁家民宿の概要

 太枠の中をご記入ください。

- (1) 漁家民宿はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、「2」に該当する法人の方は法人番号（13桁）の記入をお願いします。

101	漁業者	個人	漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合	①
		団体	会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合	②

法人番号を活用した統計の精度向上、効率化の取組に使用させていただきます。

個人のマイナンバー（12桁）を記入しないようご注意ください。

法人番号（13桁）
<input type="text"/>

- (2) 令和3年度の漁家民宿の営業日数を記入してください。1日1時間でも営業すれば1日とします。

103	年間営業日数	<input type="text"/>	日
-----	--------	----------------------	---

0日の場合は、調査終了となります。
ご協力ありがとうございました。

令和3年度内に漁家民宿を休業・廃業された場合は、その時期をこちらに記入し、休業又は廃業のいずれかに○を記入してください。

令和	年	月	から	令和	年	月	まで	休業・廃業
----	---	---	----	----	---	---	----	-------

例) 令和3年4月から令和3年5月まで 休業 廃業
令和3年4月から令和 年 月まで 休業 廃業

- (3) 令和3年度の漁家民宿の売上金額を記入してください。なお、漁家民宿で農林漁業等体験活動を実施されている場合は、売上金額に参加料・体験料を含みます。売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

104	年間売上金額	億	千万	百万	十万	万	
		<input type="text"/>	万円				

106	売上金額なし	①
-----	--------	---

※1 消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

※2 施設に併設された水産物直売所及び漁家レストランの売上金額は含みません。

例) ・1万円単位の記入方法：売上金額 5,994,000円 → 600万円（千の位を切り上げ）

・1万円に満たない場合の記入方法：売上金額 1万円未満 → 1万円（1万円に切り上げ）

- (4) 令和3年度の漁家民宿の宿泊者数（延べ人数）及びうち、外国人宿泊者数について記入してください。また、外国人宿泊者数について、国（地域）別の外国人宿泊者数割合を記入してください。

107	年間宿泊者数（延べ人数）	万	千	百	十	一	人
108	うち、外国人宿泊者数						人

【年間宿泊者数が正確にわからない場合】

以下の式を基に、おおよその人数を算出してください。

年間宿泊者数

= 1日当たりの宿泊者数 × 年間営業日数

例〉・1日当たりの宿泊者数が約10人で、年間営業日数が108日の場合

→10人 × 108日 = 1,080人

国（地域）別の外国人宿泊者数割合							
109	中国、韓国、台湾、香港						%
110	タイ、シンガポール、インドネシア マレーシア、フィリピン、ベトナム						%
111	アメリカ、カナダ						%
112	英国、フランス、ドイツ、 イタリア、スペイン、ロシア						%
113	オーストラリア						%
114	その他						%
合計		1	0	0			%

2. 他産業との連携状況

漁家民宿において他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

301	農協又は農林業者	①	
302	製造業	食品製造業	①
		飼料・肥料製造業	①
		その他製造業	①
305	流通・販売業	①	

306	外食産業	①
307	観光産業	①
308	その他の産業	①
309	大学、試験研究機関等	①
310	行政機関	①

311	他産業と連携していない	①
-----	-------------	---

※単に取引先である場合は「他産業と連携していない」に該当します。

3. 従事者の状況

- (1) 令和3年度に漁家民宿の経営や業務に携わった従事者の人数を記入してください。月によって人数に変動がある場合は、最も多い月の人数を記入してください。また、「役員・家族」（経営者含む）については給与の有無にかかわらず記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			役員・家族 (経営者含む) ①		雇用 ②				従事者計 ①+②	
					常雇い		臨時雇い			
201	男	65歳未満		人		人		人		人
202	性	65歳以上		人		人		人		人
203	女	65歳未満		人		人		人		人
204	性	65歳以上		人		人		人		人

※1 「役員」には、経営者も含まれます。

※2 「常雇い」は、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。

- (2) 上記(1)の②の令和3年度に雇用した常雇い及び臨時雇いの従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、漁家民宿に従事した分を記入してください。

205 年間雇用労賃		億	千万	百万	十万	万	万円

◆雇用者が複数の事業に従事している場合は、漁家民宿に係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

※単位未満は切り上げて記入をお願いします。

例)・1万円単位の記入方法：雇用労賃 5,994,000円 → 600万円 (千の位を切り上げ)

・1万円に満たない場合の記入方法：雇用労賃 1万円未満 → 1万円 (1万円に切り上げ)

4. おわりに

記入内容について、後日お尋ねする場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名

担当部署

調査は以上で終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。

返信用封筒には秘密の保護のため、漁家民宿の名称、ご担当者名等は記入しないでご投函ください。